

## (採 用)

### 108 従業員採用時の労働契約締結に際しての注意事項は？

**Q**

当社はこのところ、従業員を採用してきませんでした。従業員間の活性化の観点から、久しぶりに従業員を数名採用したいと考えています。その際、会社として注意する必要がある点について教えてください。

**A**

まず、企業がその事業を運営するためにどのような労働者を採用するかは契約自由の原則により自由です。しかし、一定の場合はこの点については規制があります。

第1に、使用者は労働者の国籍（人種も含みます）・信条（宗教的信条・政治的信条のほか、他の諸々の信条を含みます）・社会的身分（自己の意思では逃れられない社会的な分類を指すとされ、例えば門地や受刑者、破産者等を指し、臨時工やパートタイマー等は含まれません。）を理由に賃金・労働時間その他の労働条件について差別的な取扱いをすることはできません。これに違反する法律行為は無効となり、それが法律行為以外の場合は不法行為として損害賠償責任が生じます。また刑事上の制裁もあります。

第2に、使用者は、労働者が女性であることを理由に賃金について男性と差別的取扱いをすることが禁じられています。

第3に、使用者は男性と女性を同じく取り扱うことを定め、募集・採用を始めとし、配置・昇進・降格・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする

差別的取扱いが禁じられています。

第4に、使用者は、労働契約を締結する際には、労働者に賃金・労働時間その他一定の労働条件を明示しなければなりません。この場合の「労働条件」については、具体的には労働基準法施行規則で14項目にわたる内容を定めています。そのうち、次のものについては書面で明示しなければなりません。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業の場所および従事すべき業務に関する事項
- ④ 始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、所定労働時間を超える労務の有無
- ⑤ 賃金（退職手当を除きます。）の決定、計算および支払の方法、賃金の締切りおよび支払の時期
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含みます。）

第5に、労働契約を結ぶ場合は、期間の定めのない場合を除いてはその上限は3年とし、特例として一定の高度な専門職と60歳以上の労働者の場合は5年を上限とすることが定められています。たとえ、この期間を超える期間を労働契約で定めた場合でも、その期間は3年もしくは5年となります。

第6に、使用者は労働契約の不履行について違約金を定め、または損害賠償額を予定する契約を結ぶことは、退職の自由を制限するものとして禁じられています。

**参 考**

労働基準法3条・4条・14条・15条・16条

労働基準法施行規則5条

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律5条・6条・9条

## 163 住宅宿泊事業法とはどのような法律か？

**Q**

住宅宿泊事業法が成立したということですが、住宅宿泊事業法とは、どのような内容の法律ですか。

**A**

住宅宿泊事業法とは、住宅を用いて宿泊事業を行うための法律、通称「民泊新法」または「民泊法」とよばれている法律です。

急増する訪日外国人観光客などへの宿泊需要に対応するため民泊に対するニーズが高まる一方で（本書161参照）、民泊については、宿泊者の安全性の確保や近隣住民とのトラブル防止、既存の旅館やホテルとの線引きなど一定のルール作りが求められていました。また、旅館業法の許可を得ずに実施される違法民泊への対応も急務であったことを受け、従来の旅館やホテルを対象とする旅館業法とは別の民泊に関する法制度として、住宅宿泊事業法が新しく制定され、改正旅館業法とともに平成30年6月15日から施行されます（本書110参照）。

住宅宿泊事業法により新設された住宅宿泊事業は、「住宅宿泊事業者」、「住宅宿泊管理業者」および「住宅宿泊仲介業者」の3者によって成り立っています。

- (1) 「住宅宿泊事業者」とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を行うものです。住宅宿泊事業を営むには、都道府県知事または保健所設置市等の長への届出が必要です。「住宅宿泊事業」として認められる民泊は、住宅を活用した宿泊の提供と位置付けられることから、人を宿泊させる日数が1年間で

180日に制限されていることが最大の特徴です。

住宅宿泊事業には、①家主居住型と②家主不在型があります。①家主居住型は、住宅宿泊事業者が住宅内に居住しながら住宅の一部を宿泊客に利用させるものをいいます。ホームステイ型ともいい、宿泊客は暮らし体験や家主との交流を楽しむことができます。②家主不在型は、住宅宿泊事業者が、宿泊客が住宅を利用する間、住宅を不在にするものをいいます。投資型ともいわれ、投資目的で民泊事業を行う場合に利用されます。

- (2) 「住宅宿泊管理業者」は、住宅宿泊事業者から委託を受けて、住宅宿泊事業者の業務および住宅宿泊事業の適切な実施のために宿泊施設の維持保全に関する業務を行うものです。家主不在型の場合には、住宅の適正な管理や安全面・衛生面を確保するため、原則として住宅宿泊管理業者を利用することが義務付けられています。住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければなりません。
- (3) 「住宅宿泊仲介業者」は、住宅宿泊事業者と宿泊客との間の宿泊サービスについての契約を代理、媒介または取次ぎするものです。住宅宿泊仲介業を営むには、観光庁長官の登録を受けなければなりません。そして、消費者の取引の安全を図るため、住宅宿泊仲介業約款の作成義務や住宅宿泊仲介契約の契約締結前の書面の交付・説明義務などを負い、違法行為のあっせん等を禁止することで、違法な民泊を排除する仕組みを設けています。

詳細については、民泊制度ポータルサイト「minpaku」（観光庁）をご覧ください。